各務原市内入所·入居系高齢者施設 管理者 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

各務原市内入所・入居系高齢者施設従事者に対する 新型コロナウイルス予防的検査の実施について

平素より岐阜県及び各務原市の高齢者福祉施策推進にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申 し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、岐阜県では2月28日をもって、全国的には3月21日をもって緊急事態宣言が解除されたところですが、大きな感染拡大となった第3波は終息しておらず、再拡大が懸念される状況です。

第3波では、県内の高齢者・障がい者施設においても、多くの感染者、クラスターが発生し、地域の医療提供体制等に大きな影響があったところです。今後、そうした事態を防いでいくためには、各施設での感染発生を早期に探知し、速やかに感染拡大防止対策を実施することにより、感染拡大を抑えていくことが重要です。

そのため、この度、岐阜県では、高齢者・障がい者入所施設に対し、職員が施設内に感染を持ち込むことを予防するための検査事業を下記のとおり実施いたします。

検査の実施方法は別紙のとおりですが、検査を希望する施設に対し、県が業務を委託し、 各施設が産業医や嘱託医等と連携して実施していただくものです。

各施設におかれましては、事業内容、申し込み要件等にご留意のうえ、検査の申し込み をお願いいたします。

記

1 事業概要

事業主体 : 岐阜県

事業内容 : 県が費用を負担し、高齢者・障がい者入所施設の職員に対し、無料で予

防的な検査を実施し、無症状の感染者からの施設内への感染拡大防止を推

進する。

※ 事業スキームについては別紙1および別紙2を参照

対象市町村:岐阜市(保健所設置市)を除く県内市町村

※ 人口当たり感染者数10位までの市町村を先行実施、その後全県域に 拡大予定 対象施設 : 入所・入居系高齢者施設のうち検査を希望する施設

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス

対象者:① 施設職員のうち利用者と接する職員

② 施設外部からの派遣等職員のうち、利用者に対し直接処遇を行う職員

※ 今回の予防的な検査の対象となるのは、無症状で感染の疑いが無い職員です。発熱やかぜ症状等がある場合は、今回の検査対象外です。

事業期間 : 令和3年4月~6月

費用負担 :検査に係る費用について、施設側の負担はありません。

検査方法 : 抗原定性検査又は唾液によるPCR検査

2 申し込み方法

[申込様式] 別紙申込様式

「高齢者・障がい者入所施設に対する予防的検査申込書」

[申込期限] 第1回目 令和3年4月 7日(水)

第2回目 令和3年4月14日(水)

※先に申込みのあった施設から、検査実施に向けた手続きを行います。

申込期限終了後も、随時申込みの受付は行います。

[申込方法] 申込様式に必要事項を記入し、メールまたはFAXにて提出してください。

提出先 : 各務原市健康福祉部介護保険課

メール : <u>kaigo@city. kakamigahara. gifu. jp</u> FAX : 058-383-6365 (市代表)

(出来る限りメールでの提出にご協力ください)

3 その他

本事業の関連情報を、岐阜県健康福祉部高齢福祉課のホームページに順次掲載してまいりますので、ご参照ください。

「高齢者福祉施設における新型コロナウイルス感染症対策について」

- · URL: https://www.pref.gifu.lg.jp/page/25564.html
- ・岐阜県トップページ>分類でさがす>子ども・女性・医療・福祉>高齢者>介護保険

岐阜県健康福祉部高齢福祉課

岐阜県担当者

担当 : 山崎

TEL: 058-272-8289

FAX: 058-278-2639

各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係

各務原市

係長 : 大丸 (3月中)・鈴木 (4月以降)

担当者

担当 : 大海

(高齢者施設)

TEL: 058-383-2067 (直通)

FAX: 058-383-6365 (市代表)